

○情報公開に係る法人文書の開示方法及び手数料について

(平成15年10月1日通達第15号)

改正 平成18年5月29日通達第41号 平成26年12月25日通達第101号

平成29年2月7日通達第5号 令和6年3月19日通達第108号

(目的)

第1条 この通達は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づく法人文書の開示実施方法及び法第17条及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」（平成14年政令第199号）第11条に規定する法人文書の開示等に係る手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において用いる用語の定義は、法及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」（平成12年政令第41号）において用いられる用語と同一のものは、これと同一の意義とする。

(法人文書の開示方法)

第2条の2 法人文書の開示実施方法については、別表のとおりとする。

(開示請求手数料)

第3条 開示請求に係る手数料の額（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。

(開示実施手数料)

第4条 開示の実施に係る手数料の額（以下「開示実施手数料」という。）は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別（以下「種別」という。）ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次の第1号から第5号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該第1号から第5号に定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合にあつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

(1) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から事案が移送された場合（第3号の場合を除く。） 300円

(2) 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（第4号の場合を除く。）当該他の独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料に相当する額（以下この項において「開示請求手数料相当額」という。）

(3) 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施するにあたって研究所が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額

- (4) 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施するにあたって研究所が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
  - (5) 法第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等又は行政機関に文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施するにあたって研究所が分担するものとして、当該他の独立行政法人等又は当該行政機関と協議して定める額
- 2 法人文書の開示を受ける者が、当該法人文書の開示実施方法として写しの送付を求める場合は、郵便切手により郵送料を納付することを求めるものとする。
  - 3 前項の郵送料については、郵便局で用いられている郵便料金表によるものとする。  
(複数の法人文書の扱い)
- 第5条 開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一つの開示請求書によって行うときは、第3条の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- (1) 一つの法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 2 開示請求者が、前項の開示請求により、複数の法人文書の開示を受けるときは、前条第1項ただし書の規定の適用については、開示を受けるそれぞれの法人文書の基本額を順次加えた額を基本額とみなす。  
(手数料の納付方法)
- 第6条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、総務部総務課情報公開窓口に来訪の上現金若しくは郵便為替をもって納付又は振込により納付を受け付けるものとする。ただし、当該方法によらない場合であっても適正なものについてはこれを受け付けるものとする。
- 2 総務部総務課情報公開窓口において現金又は郵便為替の納付を受けた場合は、領収書を開示請求者又は法人文書の開示を受ける者（以下「開示請求者等」という。）に交付することとする。振込による納付を受けた場合は、原則として銀行振込明細書をもって領収書の発行に代えることとするが、開示請求者等が希望する場合は、領収書を開示請求者等に交付することができる。  
(過誤納等の手続き)
- 第7条 開示請求書における開示請求手数料相当額又は開示の実施方法等申出書における開示実施手数料が納付されていない場合は、総務部総務課情報公開窓口において開示請求者等に連絡をとり、開示請求書又は開示の方法等申出書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付する等の手続きを求めるものとする。
- 2 開示請求書における開示請求手数料相当額又は開示の実施方法等申出書における開示実施手数料が不足している場合、総務部総務課情報公開窓口において開示請求者等に連絡をとり所要の手数料の不足額を追納する等の手続きを求めるものとする。
  - 3 開示請求書における開示請求手数料相当額又は開示の実施方法等申出書における開示実施手数料が相当額より多い場合は、開示請求者等に連絡をとり次のいずれかの方法により処理するものとする。

- (1) 開示請求者等が開示請求書又は開示の方法等申出書を返戻するとともに、正しい額を納付の上開示請求又は開示の実施の申出をするよう求めるものとする。
- (2) 審査手続を開始した上で後に、還付手続きをとるものとする。
- 4 正当な手続きにより納付された手数料については、第3項に規定する場合を除き返還しないものとする。
- 5 開示の実施方法として当該法人文書の写しを求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも少ない郵便切手が送付されてきた場合は、当該法人文書の開示を受ける者に連絡し、その不足分を追加で納付するよう求めるものとする。
- 6 開示の実施方法として当該法人文書の写しを求めるため、当該送付を行うために必要な額よりも多い郵便切手が送付されてきた場合、できる限りその超過分を法人文書の開示を受ける者に返却するものとする。

(開示実施手数料の減免)

第8条 経済的困難により開示実施手数料の減免又は免除を受けようとする者に対しては、開示の実施方法等申出書又は法人文書の更なる開示の申出書を提出する際に、併せて別記様式第1号の開示実施手数料の減額(免除)申請書の提出を求めるものとする。

- 2 開示実施手数料の減額(免除)の申請をする場合は、生活保護法第11条第1項各号(1. 生活扶助 2. 教育扶助 3. 住宅扶助 4. 医療扶助 5. 介護扶助 6. 出産扶助 7. 生業扶助 8. 葬祭扶助)に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付するものとする。ただし、更なる開示の実施方法等申出書を提出する際の添付書類については、初回の開示の実施方法等申出書の提出の際に、既に確認済みである場合は、省略するものとする。
- 3 開示実施手数料の減額又は免除は、開示請求一件につき2000円を限度として行うものとする。更なる開示を行う場合も、初回の開示分の開示実施手数料と合わせて2000円を限度として減額又は免除を行うものとする。
- 4 第1項の申請書に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する場合は、総務部総務課(以下「総務課」という。)において起案を行い、決裁終了後、開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者に対して、別記様式第2号の開示実施手数料の減額(免除)決定通知書により通知するものとする。開示実施手数料を減額及び免除しない場合は、総務課においてその旨の起案を行い、決裁終了後、開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者に対して、別記様式第2号の2の開示実施手数料の減額(免除)決定通知書により通知するものとする。
- 5 研究所が、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認め、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する場合は、その旨を当該法人文書に係る開示決定通知書に記載するものとする。

附 則

この通達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月29日通達第41号)

この通達は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成26年12月25日通達第101号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日通達第5号）

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日通達第108号）

この通達は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条の2、第4条関係）

文書の種別	開示実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 （2～4まで又は13、14に該当するものを除く。）	1) 当該文書又は図画法第24条第1項ただし書の規定（原本保存支障等正当な理由）が適用される場合にあつては、その写しの閲覧	100枚ごとにつき100円
	2) 当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	1) 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	2) 1)により難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
3 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙（1）縦89mm、横127mmのもの又は2）縦203mm、横254mmのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧	1枚につき10円
4 スライド（15、16を除く。）	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
5 文書又は図画（6～8まで又は13、14に該当するものを除く。）	1) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 白黒：10円 カラー：20円
	2) 1)により難しい場合は、当該文書又は図画を複写機によりA1判又はA2判の用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき A1（白黒）：80円 A1（カラー）：180円 A2（白黒）：40円 A2（カラー）：140円
	3) 当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（203mm×2

		54mm：520円)に12枚までごとに760円
	4) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	5) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	6) 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の開示の実施を電子情報処理組織(研究所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行う方法	当該文書又は図面1枚につき10円
6 マイクロフィルム	1) 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円
	2) 1)により難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき A1：690円 A2：370円 A3：140円
7 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(203mm×254mm：430円)
8 スライド(15、16を除く。)	当該スライドを印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(203mm×254mm：1300円)
9 録音テープ(15、16を除く。)	1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付	1巻につき430円
10 ビデオテープ又はビデオディスク	1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規	1巻につき580円

	格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付	
11 電磁的記録(9、10、12、13を除く。)右に掲げる方法であって、研究所がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの	1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚ごとにつき200円
	2) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒:10円 カラー:20円
	4) 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	5) 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	6) 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法	1ファイルにつき210円
12 電磁的記録(115)、6)又は7)に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)右に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの	1) 111)から3)までに掲げる方法	
	2) 当該電磁的記録を幅12.7mmのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52mのものに限る。)に複写したものの交付	1巻につき700円に1ファイルごとに210円を加えた額
	3) 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付	1巻につき800円 日本工業規格X6135:2,500円 国際規格 14833:8,600円 15895:10,500円 15307:12,900円 に1ファイルごとに210円を加えた額
	4) 当該電磁的記録を幅8mmの磁気テー	1巻につき1,80

	<p>プカートリッジ（日本工業規格 X6 1 4 1 若しくは X6 1 4 2 又は国際規格 1 5 7 5 7 に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>0円 日本工業規格 X6 1 4 2 : 2, 6 0 0円 国際規格 1 5 7 5 7 : 3, 2 0 0円 に1ファイルごとに210円を加えた額</p>
	<p>5) 当該電磁的記録を幅3.81mmの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6 1 2 7、X6 1 2 9、X6 1 3 0 又は X6 1 3 7 に適合するものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>1巻につき590円 日本工業規格 X6 1 2 9 : 8 0 0円 X6 1 3 0 : 1, 3 0 0円 X6 1 3 7 : 1, 7 5 0円 に1ファイルごとに210円を加えた額</p>
1 3 映画フィルム	<p>1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</p> <p>2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>1巻につき390円</p> <p>6,800円 (16mm映画フィルム: 13,000円 35mm映画フィルム: 10,100円) に記録時間10分までごとに2,750円 (16mm映画フィルム: 3,200円 35mm映画フィルム: 2,650円) を加えた額</p>
1 4 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合	<p>1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>1巻につき680円</p> <p>5,200円（スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円</p>

	を加えた額)
--	--------

別記様式第1号（第8条関係）

開示実施手数料の減額（免除）申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第8条関係）

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

[別紙参照]

別記様式第2号の2（第8条関係）

開示実施手数料の減額（免除）について

[別紙参照]